

産業廃棄物収集運搬業許可申請書

（あて先）  
〇〇〇市長

年 月 日

申請者 〒  
住 所  
  
氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）  
電話番号  
担当者名  
電話番号  
FAX番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

<p>事業の範囲(取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)</p>	<p>(区分) 積替え保管を 含む <u>除く</u>。 (廃棄物の種類) <u>該当の品目に○をする。</u> 1 燃え殻 2 汚泥 3 廃油 4 廃酸 5 廃アルカリ 6 廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物 含む・除く) 7 紙くず 8 木くず 9 繊維くず 10 動植物性残さ 11 動物系固形不要物 12 ゴムくず 13 金属くず 14 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (石綿含有産業廃棄物 含む・除く) 15 鉱さい 16 がれき類 (石綿含有産業廃棄物 含む・除く) 17 動物のふん尿 18 動物の死体 19 ばいじん 20 政令第13号廃棄物 限定 有り 無し 限定は、別紙のとおり</p>
<p>事業所及び事業場の所在地</p>	<p>事務所 〒  電話番号  〒 事業場 〒  電話番号  〒 電話番号</p>
<p>事業の用に供する施設の種類及び数量</p>	<p>運搬車両 台 ( 種類) 他の施設 (容器等) 有り 無し</p>
<p>積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ</p>	<p></p>
<p>※ 事 務 処 理 欄</p>	



(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるとき）

発行済株式の 総数			出 資 の 額	
	(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本 籍
割 合			住 所	

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役職名・呼称	住 所

備考

- ※の欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 2部提出すること。

※ 手数料欄

産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書

（あて先）  
〇〇〇市長

年 月 日

申請者 氏名  
住 所  
氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）  
電話番号  
担当者名  
電話番号  
FAX番号

産業廃棄物収集運搬業  
~~産業廃棄物処分業~~  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の規定により、  
の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
収集運搬業・処分業の区分	収集運搬業
許可に係る事業の範囲（収集運搬業にあつては、取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあつては、処分する方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）	（区分） 積替え保管を 含む <u>除く</u> 。
	（廃棄物の種類） 該当の品目に○をする。 1 燃え殻 2 汚泥 3 廃油 4 廃酸 5 廃アルカリ 6 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物 含む・除く） 7 紙くず 8 木くず 9 繊維くず 10 動植物性残さ 11 動物系固形不要物 12 ゴムくず 13 金属くず 14 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず （石綿含有産業廃棄物 含む・除く） 15 鉱さい 16 がれき類（石綿含有産業廃棄物 含む・除く） 17 動物のふん尿 18 動物の死体 19 ばいじん 20 政令第13号廃棄物 限定 有り 無し 限定は、別紙のとおり
変更の内容	
変更の理由	
変更に係る事業の用に供する施設の種類の、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）	運搬車両 台（種類） 他の施設（容器等） 有り 無し
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	
※ 事務処理欄	



(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるとき）

発行済株式の 総数			出 資 の 額	
	(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本 籍
割 合			住 所	

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役職名・呼称	住 所

備考

- ※の欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 2部提出すること。

※ 手数料欄

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書

(あて先)  
〇〇〇市長

年 月 日

申請者 〒  
住 所  
  
氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号  
担当者名  
電話番号  
F A X 番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の規定により、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

<p>事業の範囲(取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)</p>	<p>(区分) 積替え保管を 含む <u>除く</u>。 (廃棄物の種類) 該当の品目に○をする。 1 廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。) 2 廃酸 (pH2.0以下のものに限る。) 3 廃アルカリ (pH12.5以上のものに限る。) 4 感染性産業廃棄物      5 廃PCB等      6 PCB汚染物 7 PCB処理物              8 指定下水汚泥 (有害物質) 9 鉍さい (有害物質)      10 廃石綿等 11 ばいじん (有害物質)    12 燃え殻 (有害物質) 13 廃油 (有害物質)        14 汚泥 (有害物質) 15 廃酸 (有害物質)        16 廃アルカリ (有害物質) 限定 <u>有り</u> <u>無し</u> 限定及び含まれる有害物質は、別紙のとおり</p>
<p>事業所及び事業場の所在地</p>	<p>事務所 〒  電話番号  〒 事業場 〒  電話番号  電話番号</p>
<p>事業の用に供する施設の種類及び数量</p>	<p>運搬車両 台 ( 種類) 他の施設 (容器等) 有り 無し</p>
<p>積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ</p>	<p><i>(This section is currently blank in the provided image)</i></p>
<p>※ 事 務 処 理 欄</p>	





(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるとき）

発行済株式の 総数			出 資 の 額	
	(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本 籍
割 合			住 所	

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役職名・呼称	住 所

備考

- ※の欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 2部提出すること。

※ 手数料欄

特別管理産業廃棄物処理業の  
事業範囲変更許可申請書

（あて先）  
〇〇〇市長

年 月 日

申請者 氏  
住 所

氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

担当者名

電話番号

F A X 番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の規定により、~~特別管理産業廃棄物~~  
~~運搬業~~  
~~処分業~~の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
収集運搬業・処分業の区分	収集運搬業
許可に係る事業の範囲（収集運搬業にあっては、取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあっては、処分の方法ごとに区分して取り扱う特別管理産業廃棄物の種類を記載すること。）	（区分） 積替え保管を 含む <u>除く</u> 。
	（廃棄物の種類） 該当の品目に○をする。 1 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。） 2 廃酸（pH2.0以下のものに限る。） 3 廃アルカリ（pH12.5以上のものに限る。） 4 感染性産業廃棄物      5 廃PCB等      6 PCB汚染物 7 PCB処理物              8 指定下水汚泥（有害物質） 9 鉱さい（有害物質）      10 廃石綿等 11 ばいじん（有害物質）    12 燃え殻（有害物質） 13 廃油（有害物質）        14 汚泥（有害物質） 15 廃酸（有害物質）        16 廃アルカリ（有害物質） 限定 有り 無し 限定及び含まれる有害物質は、別紙のとおり
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）	運搬車両 台（種類） 他の施設（容器等） 有り 無し
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	
※ 事 務 処 理 欄	



(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるとき）

発行済株式の 総数			出 資 の 額	
	(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本 籍
割 合			住 所	

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役職名・呼称	住 所

備考

- ※の欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 2部提出すること。

※ 手数料欄

## 誓 約 書

(あて先) ○○○市長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条第5項第2号（又は第14条の4第5項第2号、第15条の2第1項第4号）の規定のうち、以下に掲げる欠格事項について、該当しない旨誓約します。

根拠条文		欠格事項の内容
法第14条第5項第2号	法第7条第5項第4号	
イ(申請者) ハ(法定代理人) ニ(法人役員) ニ、ホ(使用人)	イ	○ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
	ロ	○ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
	ハ	○ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「浄化槽法」その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの（「大気汚染防止法」「騒音規制法」「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」「水質汚濁防止法」「悪臭防止法」「振動規制法」「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」「ダイオキシン類対策特別措置法」「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」）若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法第204条（傷害罪）、第206条（現場助勢罪）、第208条（暴行罪）、第208条の2（凶器準備集合及び結集罪）、第222条（脅迫罪）若しくは第247条（背任罪）の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
	ニ	○ 第7条の4第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項(これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号(第14条の6において準用する場合を含む。))に該当することにより許可が取り消された場合を除く。)においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。)であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)
	ホ	○ 第7条の4若しくは第14条の3の2(第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第7条の2第3項(第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から5年を経過しないもの
	ヘ	○ ホに規定する期間内に第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、ホの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
	ト	○ その業務に対し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
ロ(申請者) ハ(法定代理人) ニ(法人役員) ニ、ホ(使用人)		○ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。)
ヘ(申請者)		○ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

申請者、法定代理人<sup>※1</sup>、役員<sup>※2</sup>、使用人<sup>※3</sup>については、上記の欠格条項に該当しません。

年 月 日

申請者

住 所

氏 名

印

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

※1 法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。

※2 役員には、取締役、執行役、相談役、顧問、法人に対し業務を執行する社員、発行株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は100分の5以上の額に相当する出資をしている者を含む。

※3 使用人とは、申請者の使用人で、本店又は支店(又は主たる事務所又は従たる事務所)の代表者、産業廃棄物処理業に係る契約を締結する権限を有する者(法施行令第4条の7)を置くものの代表者をいう。